

大路（山陽道（太宰府まで）に廿疋、中路（東海・東山道）に十疋、小路（それ以外）に五疋。（中略）
其れ伝馬は郡毎に各五。

（日本思想大系『律令』岩波書店 417頁）

【駅制】については、岩波思想体系本の補注で更に次のように説明する。

駅制は中央集権国家としての律令国家に必須の全国的な交通連絡の制度であって、政治上、軍事上の意義が極めて大きかった。駅制全般について坂本太郎『上代駅制の研究』の綿密周到な制度史的研究があるが、制度の概略をいうと、交通機関は駅馬と伝馬の二種があり、いずれも官人のみに使用が認められた。駅馬は東海道以下の七道に沿って設けられた駅家に配置されて、政府諸官庁の急使の利用に充てられ、伝馬は同じく七道沿いの郡家（一部は駅家）に配置されて、地方官の赴任、囚人の輸送などの不急の旅行に利用された。兵部式のリストによれば、駅家は畿内九、東海道五五、東山道八六、北陸道四〇、山陰道三七、山陽道五五、南海道二二、西海道九七で計四〇一ヶ所あり、伝馬は東海道三三、東山道四四、北陸道一五、山陰道一五、西海道三一（山陽・南海は不急の旅には船を用いた）で計一三八ヶ所に置かれていた。

（日本思想大系『律令』補注 14 674頁）

補説②

○23句目の南樓・南郭について

最近の太宰府における発掘調査結果を踏まえての研究成果を公にされたものの一つとして『太宰府市史』「く建築・美術工芸資料篇」がある。その中に次のような一文がある。